

本稿は、8月28・29日に行われた自治労連第44回定期大会での代議員発言について、加筆・修正したものです。

婦人相談員の配置の促進と 会計年度任用職員の抜本的処遇改善

東京自治労連

政策・制度と予算人員闘争、会計年度任用職員の処遇改善に関わって発言し、討論に参加します。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が超党派の議員立法で2022年5月19日に成立し、2024(令和6)年4月1日施行の予定です。これは根拠法を、これまでの売春防止法から脱却して、新たな支援の枠組みを構築することを目的としています。今後国の「基本方針」が定められ、都道府県は基本計画を来年3月末までに策定し、その後市町村は基本計画の策定に務めるとされています。来年度の「子ども家庭庁」の設置やそこでの施策とも関わることが想定されます。制度政策課題を担う自治労連の役割と責任が求められる課題ではないでしょうか。

法第5条で「福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用」を定め、第6条で「緊密な連携」の相手の機関を挙げています。実施体制に関わって組織や職名を変更することとしており、今後組織や体制の再編・統合・新設など予算や人員確保に関わる課題となります。

また法では、国・地方公共団体の責務とし

て「困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる」とされていますが、自治体は「支援調整会議」を設置して「情報交換と支援内容の検討」を行う、施策は「民間団体との協働による支援」としていることから、自治体によっては民間団体に「丸投げ」するのではないかとの危惧を感じます。この2つの点から早急に全国的な方針を確立する必要があると考えます。

こうした施策を担う婦人相談員の多くは非常勤です。お茶の水女子大名誉教授の戒能^{かいのうたみ}江さんは、児童福祉法改正で非常勤規定が削除されたものの、全国では8割が非常勤であると指摘しています。その理由は、売春防止法に基づく職であったことから「教養や学歴があり、社会的な信用のある女性がボランティア的に支援すればいい」という考えではないかといえます。このことは今年2月の非正規公共評全国交流集会で和光大学名誉教授竹信美恵子さんが指摘した、「非正規公務員の低い処遇の背景としての女性に対する性差別」や「ケア的公務の低処遇・人件費削減という女性カテゴリー」にも通ずるものです。

実態はどうでしょう。2021年9月16日付の厚生労働省「婦人保護事業の概要」によれば、2020年4月1日現在、婦人相談員は全国で1,533名が配置され、常勤率は14.4%です。戒能さんの指摘どおりです。東京は、全ての自治体に配置されています。正規・非正規の比率は、都では常勤13名(うち専従6)・非常勤20名(うち専従19)、区市では常勤119名(うち専従17)・非常勤80人(うち専従29)となっており、専従の相談員は非常勤で高いことがわかります。

区部では、専従でかつ会計年度のみで構成されている婦人相談員は4区(文京・中野・墨田・江東)あり、これは常勤化の運動の際、異動なしの非常勤勤務形態を選んだ区といわれています。うち任用上限があるのが墨田(4回)、江東(4回一部)の自治労連加盟単組の2区です。婦人相談員の仕事は、様々な困難や課題を抱える女性との相談であり、子どもや配偶者、父母など関係する人間も多いことから、問題に応じて橋渡しをする関連機関も多く、複合的な課題解決のため、伴走型ケースワークが求められ、利用する社会制度や資源も多様です。こうしたことから経験が重視され、経験を重ねることで仕事ができる専門職です。

任用上限や公募の強制はふさわしくありません。そのことは厚生労働省も認めています。令和元(2019)年6月14日付、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長名通達「婦人相談員の配置の促進について」では、「専門的知識、技術、経験を有している現に婦人相談員に任用されている者が、任期ごとに客観的な能力実証に基づき当該職に従事する十分な能力を持った者であると任命権者が判断する場合は、

再度任用することが可能」「募集に当たっては、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは避けるべき」「引き続き、いわゆる『雇止め』の解消にご協力を」としています。こうした通知も活用し、任用上限の撤廃、公募の強要をなくす取り組みの突破口にしていこうではありませんか。

また処遇の面でも、今年度の「婦人相談員活動強化事業」(業務ではなく、活動というところは問題ですが)では、「経験年数に応じた加算」があります。経験10年以上の者(これは長期勤続を想定しているものです)は、研修修了者には月45,000円を支給する制度を新設しています。国の制度の活用を自治体に迫り、今いる婦人相談員の処遇改善につなげる取り組みにしていく必要があります。

これら課題では、東京でも公共一般各支部も全力を挙げる決意ですが、全国に組織と仲間を持つ自治労連の指導と援助が不可欠であり、そのことを強く求めて発言とします。ともに頑張りましょう。